安全だより

安全就業６－１０号

令和７年１月１５日

公益社団法人　東部広域シルバー人材センター

令和７年

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から当シルバー人材センター事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国は、依然として人口減少、少子高齢化が進行、人生百年時代を迎えた今、生涯現役で活躍できる社会の実現が求められております。

なお、新型コロナウイルスも、今年の５月８日で５類に移行され２年となり、理事会や定時総会・ボランティア活動等も昨年一昨年と通常どおりに行い、発症前に戻ってきたかと思われますが、この様なときだからこそ、会員皆様の長年にわたる知識、経験、技能を就業や地域活動に活かすことができる地域社会づくりが必要であると考えます。

さて、当シルバー人材センターの事業実績でありますが、前年度を若干上回っております。

しかしながら昨年のセンターを取り巻く環境は依然として厳しく、今後の運営に支障をきたす恐れがあると危惧されるところであります。

また、高齢者のニーズに対応できる就業機会の確保も積極的に行うと共にセンターの最重要課題は「会員の拡大」であり、会員の確保と定着という点からも安全就業の取組みを更に推進してまいりたいと考えておりますので、会員皆様の更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに皆様のご多幸をご祈念申し上げ、新年のごあいさつと致します。

理事長　小林信保

季節のたより

日本漢字能力検定協会が毎年全国から募った２０２４年を漢字一文字で表す「今年の漢字」が京都の清水寺で発表され、「金」の字が選ばれました。

昨年はオリ・パラリンピックの日本人選手や大谷翔平選手などの活躍による光の金(キン)、政治の裏金問題、闇バイトによる強盗事件、止まらない物価高騰などの「金(かね)」を理由にあげる人が多く見られました。

さて、この冬も晴天が続き日中は暖かい日も多いですが20日には大寒を迎え寒さがさらに厳しくなり急激な気温の変化も予想されますので会員のみなさま体調の管理に注意して下さい。

配分金に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターから提供された業務で就業し、得た配分金収入は所得税法上「雑所得」に区分されます。

１．原則として雑所得の総収入から必要経費の全額を控除できます。
　配分金収入に係わる必要経費の額が５５万円以上ある場合は、必要経費の全額が控除できます。

２．必要経費の額が５５万円未満の場合は、５５万円を上限として控除できます。

３．公的年金を受給している場合は、配分金収入と別に公的年金等控除を行えます。

４．給与収入のある方も給与所得控除があります。

※詳しくは、別紙の「配分金等の確定申告について」を参考にして下さい。また、支払証明書は今回同封しておりますので、各自で大切に保管し、申告等の際にご使用下さい。

「*安全は　無理せず　焦らず　油断せず*」

（令和５年度から７年度まで安全就業全国統一スローガン）